

授業評価・学校評価の現状と課題

1 授業評価について

学校内の授業研究・授業改善の体制として、教員は各教科に属し、その中に教科主任をおいて教科研究を進めています。

また、学校全体として、授業研究・授業改善を中心となって推進する研究主任をおき、全校研究・重点研究が行なわれます。これらの全校研究・重点研究・教科研究の基礎になっているのは、学級で日々の授業を進める一人ひとりの教員の研究・課題意識です。

これらすべての段階で関わりながら、校長・教頭は日常的に助言・指導をしています。

(1) 全校研究授業

県教委教育事務所や大学教授等外部指導者を招聘し、設定したテーマについて研究した成果を授業として公開し、全職員が参観して授業評価を行なう。

研究授業を通じて、教員一人ひとりが自らの授業を振り返り、授業改善に活かしています。

(2) ひとり一公開授業

年間少なくとも1回は自校の教員に授業を公開し、相互研修の場となっています。

(3) 学級経営案の検討

全教員が年度当初に学級経営案（授業改善を含めた学級経営の全体像）を作成し、全員で検討する機会を年3回設けています。

*年度当初（案の検討）、2学期（中間報告）、3学期（まとめ、成果と課題）

(4) 日常の授業参観による評価と指導

校長・教頭が定期的に又は不定期に、できるだけ教室を訪問して授業参観をしています。

その評価は、対象となった教員との個別面談等により指導に活かされます。

(5) 保護者による授業評価

学校評価と併せて授業評価について、保護者にアンケート調査を実施し、回答を集計・分析して学校運営や授業改善に反映させています。

結果は、保護者にも後日報告しています。

(6) 児童生徒による授業評価

授業に関するアンケート調査を行い、「わかりやすいか」、「楽しいか」などの評価について子どもたちの率直な感想を答えてもらい、結果について検討し、授業改善につなげています。

(7) 教員自身の自己評価

学校評価の一環として実施する教員の自己評価の中で、授業について自らの評価を実施し、学校長へ提出します。後日学校長と教員が、評価をもとに確認・改善策等について面談します。

2 学校評価について

学校評価は、各学校において、学校運営全般について自己評価と外部評価を実施しています。自己評価に加え外部評価を積極的に進め、公表することで地域に信頼される学校運営を目指しています。

(1) 自己評価

教育活動、学校運営などの領域ごとに設定した、教育課程・学習指導・生徒指導・地域との連携・研修等の項目ごとに達成度を教員が個々に自己評価し、職員会や係会等で結果を分析し、改善について検討した上で、学校全体の評価としてまとめられます。

(2) 外部評価

全小中学校に学校評議員会を設置し、学校が行なった自己評価をもとに学校運営全般についての評価をいただいています。

またPTA、民生児童委員会、幼保小中連絡会、校長会等で、アンケート・聞き取り等の方法で評価を実施しています。

3 課題

評価と評価の結果分析については、学校でも少しずつ進んできていますが、結果の活用方法、特に具体的な実践への結び付け方に課題が残っています。

教員評価・学校評価 事例 等

I. 教員評価と学校評価

1 現状整理

- ◆ 義務教育改革の大きな流の中において、「教員評価」や「学校評価」に係る制度改革も大きな課題として捉えられている。
- ◆ いずれも、教育の質の向上を目指したシステムとして模索されるところであるが、現状ではそれぞれの制度的なしくみとも関連し、取組みの主体を異に推進されている。
- ◆ 人事や処遇に関連する「教員評価」制度については、地方教育行政法によって人事権を有する都道府県教育委員会若しくは政令市を主体として取組みが進められている。
- ◆ 小・中学校設置基準等で努力義務とされている「学校評価」については、各学校単位若しくは市町村教育委員会単位で様々な取組みが行われている。

II. 教員評価について

1 動向

- ◆ 学校教育の成否は、その直接の担い手である教員に負うところが極めて大きく、教育改革を実現し地域住民等から信頼される学校づくりを進めるためには、教員一人一人が、その資質能力を向上させながら、それを最大限に発揮し、学校運営に積極的に参画することが不可欠である。そのためには、教員一人一人の能力や実績等が適正に評価され、それが配置や研修、給与等の処遇等に適切に結びつけられることが必要である。
- ◆ 中央教育審議会答申(平成14年2月21日)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日)では、新しい教員評価システムの導入が提言されており、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日)においても、教員の一律処遇からやる気と能力に応じて処遇するシステムへの転換を進めることが提言されている。
- ◆ このため、公務員制度改革も踏まえつつ、現行の勤務評定制度の改善のみならず、人事考課制度等の新たな評価の仕組みも含め、新たな教員の評価システムの導入に係る動きが人事権を有する都道府県・指定都市で進められている。

2 事例

- ◆ 「教員評価」制度そのものについて、人事権を有さない市町村教委が任意に制度設計を行った事例については情報を有さない。
- ◆ 他の都道府県及び政令市の教育委員会における取組み例についての詳細は把握し得ないが、概ねの例において長野県の例同様に「校長評価については市町村教育長が、その他教職員については校長が評価を行う」方法が採られており、外部第三者が評価者となる例については情報を有さない。

Ⅲ.学校評価について

1 動向

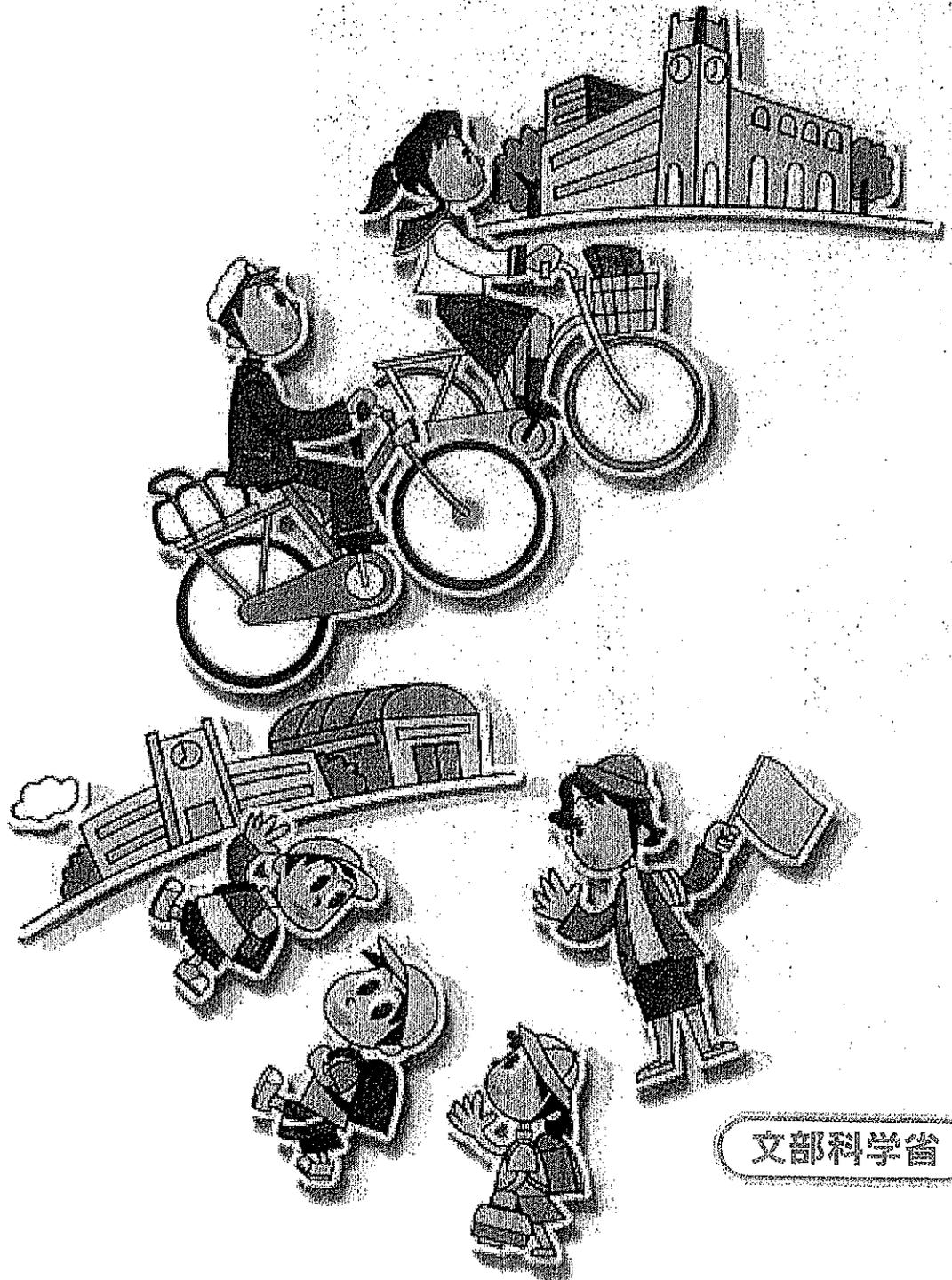
- ◆ 平成 14 年 4 月に施行された小学校設置基準等で、学校の自己評価の実施とその結果の公表が努力義務化されて以来、各学校・地方自治体において学校評価の取組が進んでいる。
- ◆ その一方で、実施内容が不十分であったり、評価結果の公表が進んでいないといった課題が見られる。
- ◆ このような中で、平成 17 年 6 月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」や同年 10 月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、学校評価ガイドラインの策定の必要性が指摘され、文部科学省におきまして、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を策定し、都道府県教育委員会等に通知されている。

2 「学校評価ガイドライン」及び他の事例

- ◆ 「学校評価ガイドライン(抜粋)」(文部科学省) ー別添ー
- ◆ 上田市の事例 ー資料 9「授業評価・学校評価の現状と課題」ー
- ◆ 各地域における学校評価の取組み例 ー別添ー

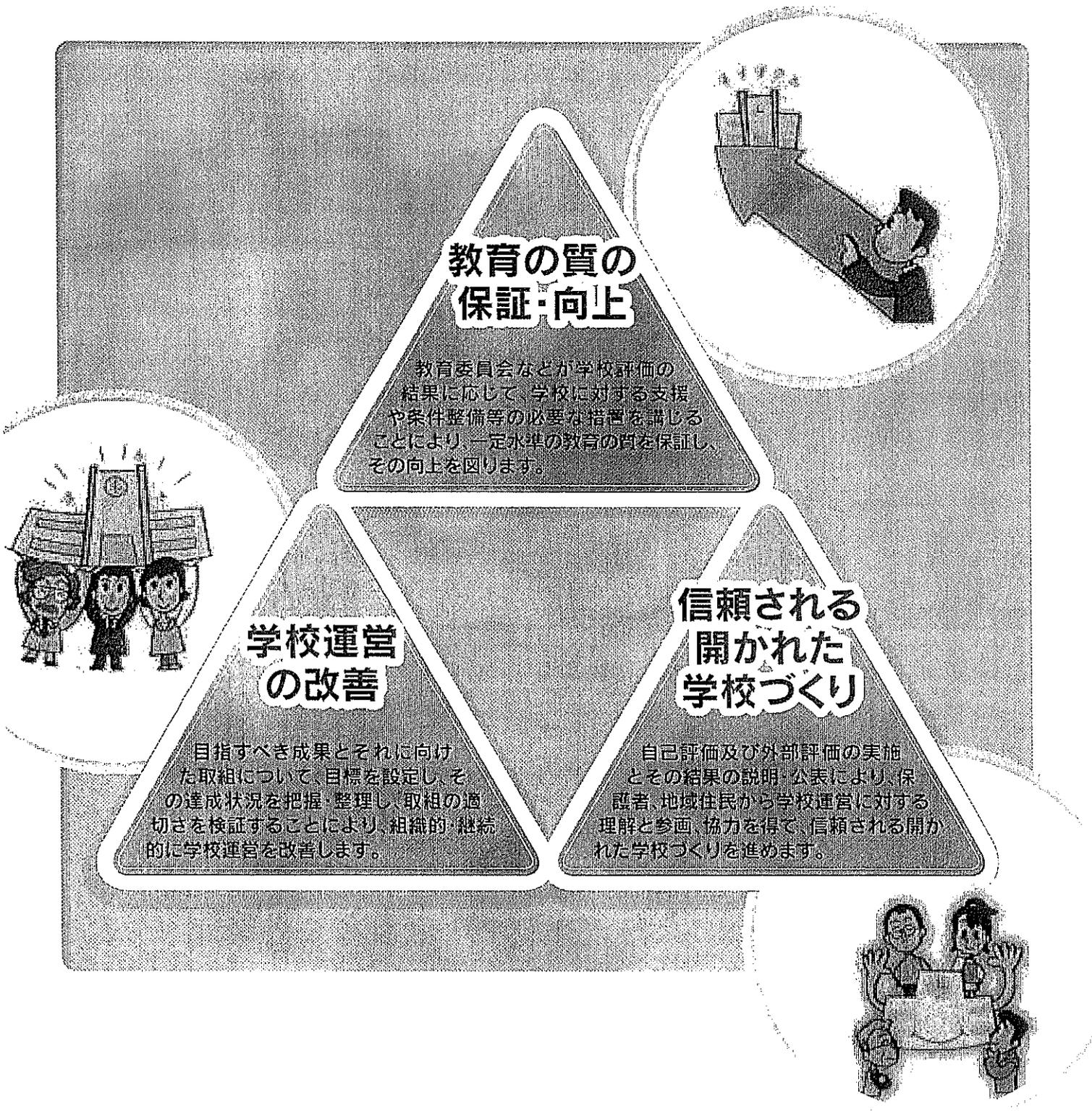
学校評価

— 文部科学省「学校評価ガイドライン」より —



文部科学省

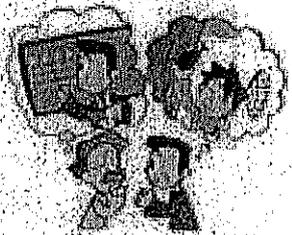
学校評価はなぜ必要か？



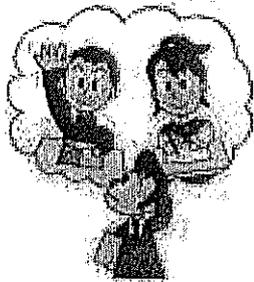
学校評価のメリットの例

「教育活動の改善」

- ◆保護者のアンケートから、学力向上への要望が強いことがわかり、学力の実態をもとに教科の特性を生かした授業改善の方策づくりや、読み・書き・計算に関する学校全体の系統的な取組を見直すことができた。
- ◆児童のアンケートから、自然体験や宿泊体験など体験活動への期待度が高いことがわかり、学校行事を重点化するなどの判断材料となった。



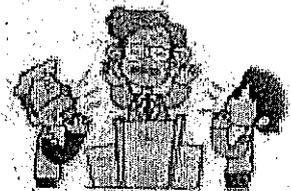
「教職員の意識改革」



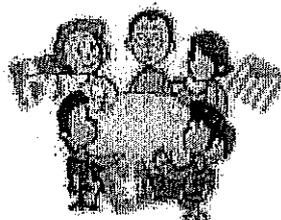
- ◆生徒による授業評価から、授業への満足度が低いことがわかり、授業力向上に向けた研修の必要性を感じ、より積極的な授業公開や授業方法に関わる実践の交流を進めた。
- ◆外部評価者の意見を聞いて、本校のよさや今後取り組むべき課題、教職員としての使命についてのヒントが得られた。このため、本校の課題であるキャリア教育に関わる学習会や、教員の意識改革に関する意見交換を行うこととした。

「保護者や地域住民の学校への協力」

- ◆アンケート、PTAや学校評議員会の会合などを通して、保護者や地域住民が、学校教育活動や学校運営に関し、気軽に声を寄せるようになった。
- ◆学校の取組の報告や学校評価の結果の公表をきっかけに、保護者や地域住民が、学校に協力しようとする気運が高まり、学校ボランティアの試みが始まった。

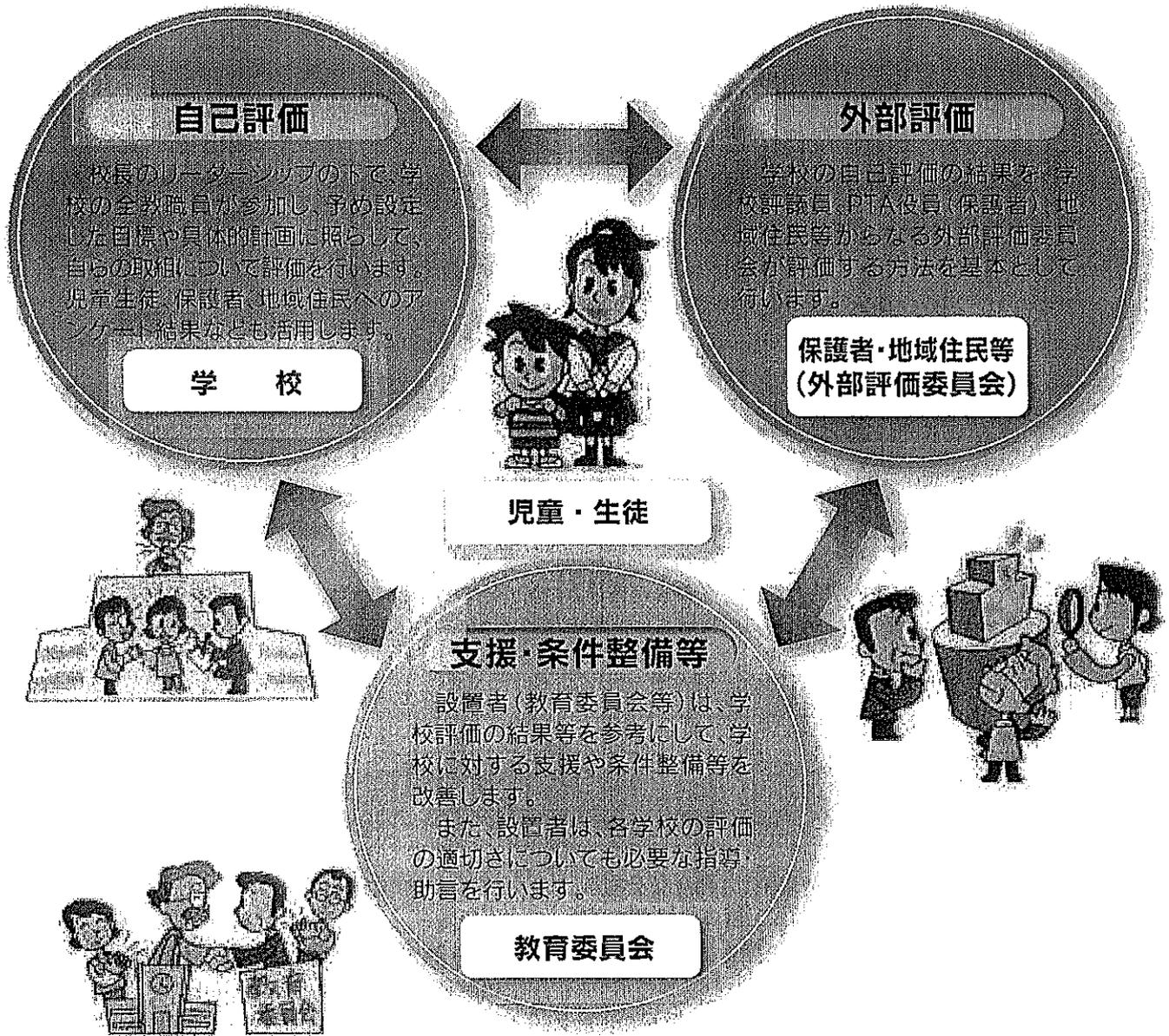


「教育委員会による支援の充実」



- ◆教育委員会は、学校評価を通して、学校の目標、取組、成果と課題を把握し、人事や予算面でタイムリーに必要な支援を行うことができた。
- ◆学校評価によって明らかになった教育課題の解決や、より質の充実した授業づくりのために、指導主事による校内研修の指導・助言を行った。

学校評価の方法

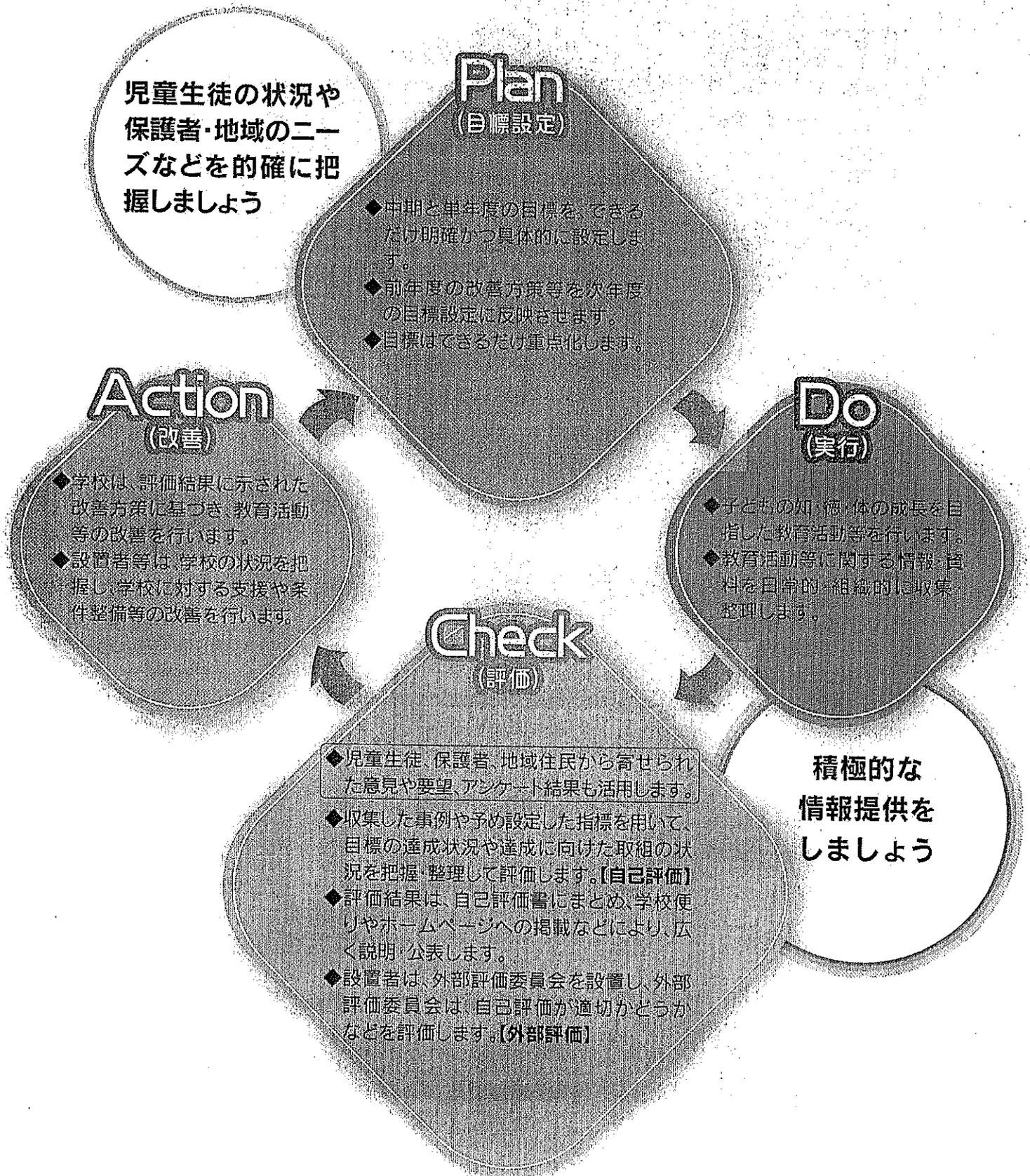


第三者評価について

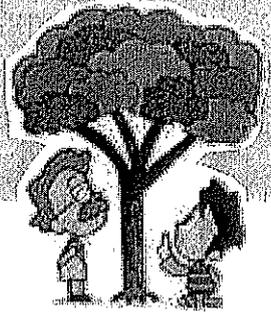
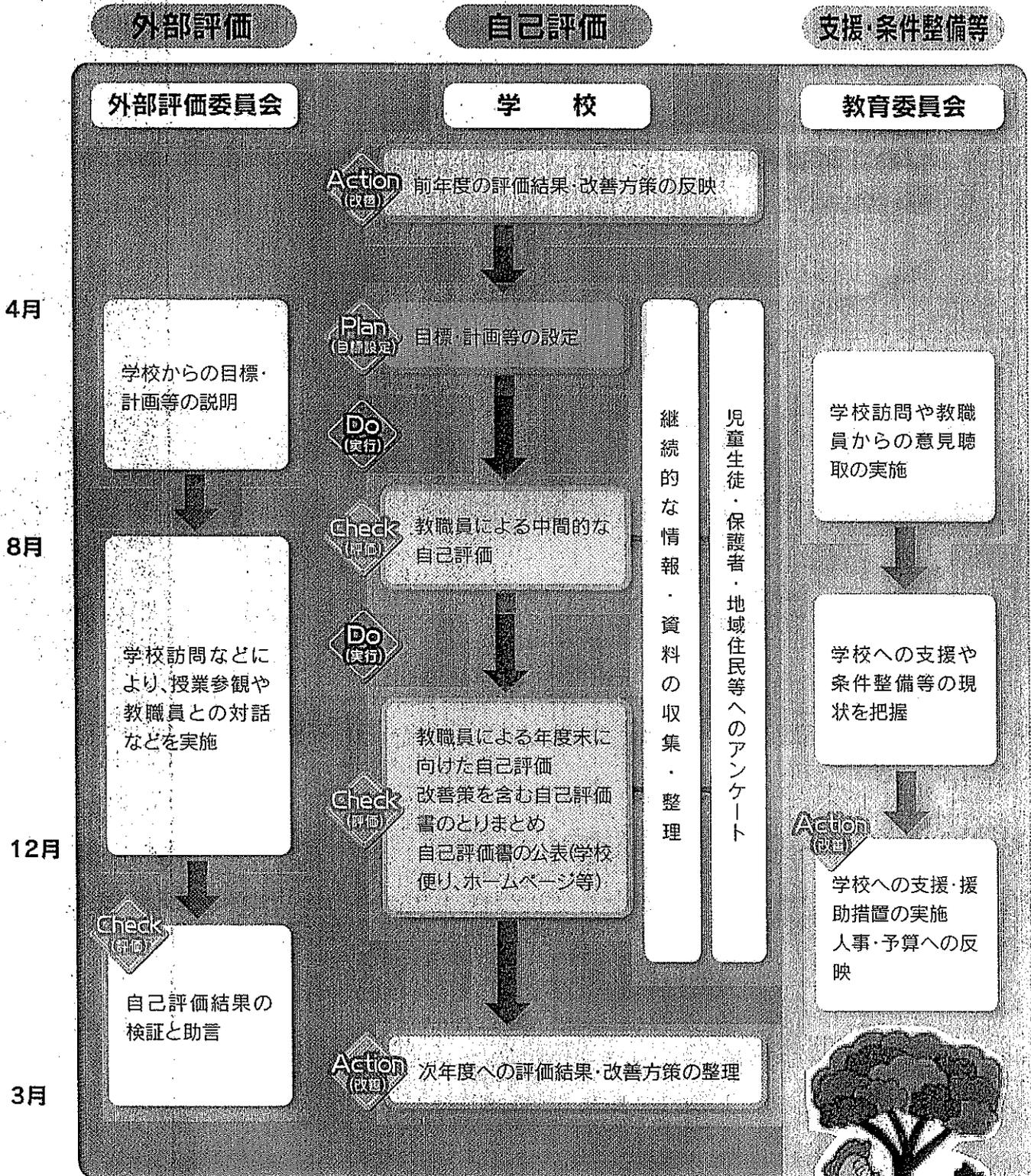
大学や教育研究機関の職員、学識経験者等、当該学校に直接関わりをもたない専門家が客観的に学校を評価することを「第三者評価」と呼びます。この「第三者評価」の在り方について、我が国でも研究、検討を進めます。

なお、イギリスなど全国的な第三者評価の仕組みが導入されている国や、すでに日本で先進的に取り組んでいる地方自治体もあります。

学校評価によるPDCAサイクル



学校評価の流れの例



学校評価の項目・指標例

教育課程・学習指導

- 指導目標、指導計画、授業時数などの教育課程の編成・実施の状況
- 学力調査、運動や体力に関する調査の結果
- 児童生徒による授業評価の結果 等

生徒指導

- 生徒指導体制の整備状況
- 問題行動等の状況及び対応状況
- 児童生徒を対象とした生活習慣に関する調査の結果 等

進路指導

- 進路指導体制の整備状況
- 進路相談の実施状況 等

安全管理

- 学校安全計画、学校防災計画の作成・実施状況
- 危機管理マニュアルの作成・活用状況 等

保健管理

- 学校保健計画の作成・実施状況
- 心のケアの体制の整備状況 等

特別支援教育

- 校内支援体制の整備状況
- 交流及び共同学習の実施状況 等

組織運営

- 学校の明確な運営・責任体制の整備状況
- 情報管理の状況 等

研修

- 校内研修の実施体制の整備状況
- 校内研修の課題の設定状況 等

保護者・地域住民等との連携

- 学校評議員やPTAとの懇談や学校運営協議会などの実施状況
- 学校運営への保護者、地域住民の参画及び協力の状況
- 保護者、地域住民に対するアンケートの結果 等

施設・設備

- 施設・設備の効果的な活用状況
- 施設・設備の点検等の実施状況 等

その他、食育、部活動の状況などについて、評価を行うことも考えられます。

各学校においては、その事情等に応じて項目や指標を取捨選択するなどして、独自に項目や指標を設定します。

学校評価について

学校評価は、小学校設置基準などに基づいて行われます。

小学校設置基準(抄)

(平成14年3月29日 文部科学省令第14号)

(自己評価等)

第二条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第三条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

[※同様の規定を中学校設置基準、高等学校設置基準、幼稚園設置基準においても整備。]

「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を策定しました。

- 学校評価について、各学校や地域における定着が進みつつありますが、その一方で、学校によって実施内容が不十分である、調査結果の公表が進んでいないなどの課題があります。このため、学校・地方自治体の参考に資するよう、平成18年3月27日に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を文部科学大臣決定し、同年3月30日に文部科学省初等中等教育局長名で都道府県教育委員会等に通知しました。
- このガイドラインは、全国的に一定水準の教育の質を保証しその向上を図る観点から、学校評価の目的、方法、評価項目、評価指標、結果の公表方法等、目安となる事項を示しています。
- また、このガイドラインは、学校・地方自治体の取組を拘束するものではありません。各学校や地域の状況に応じて進めている学校評価の取組の参考にし、学校評価の改善を図っていただきたいと考えています。

本パンフレットは、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」(平成18年3月27日文部科学省)をもとに、作成しております。

皆さまのご意見をお待ちしております。

【お問合せ先】

文部科学省 初等中等教育局 学校評価室

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2丁目5-1

電話 03-5253-4111(内線3705)

ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

電子メール shotopt@mext.go.jp

各地域における学校評価の取組例

(1) 外部評価者委員会による学校評価 一品川区教育委員会

【趣旨・経緯】

- 品川区教育委員会は、平成 12 年度から、教育改革「プラン 21」と題する教育改革プログラムを展開。その一環として、学校選択制、学力定着状況調査、小中一貫教育などのプログラムとともに、外部評価者による学校評価を実施。
- 平成 14 年度には、新たな学校評価システムの導入に向けて、「品川区立小・中学校 新しい学校評価の手引き」をとりまとめ、外部評価者による学校評価を実施。

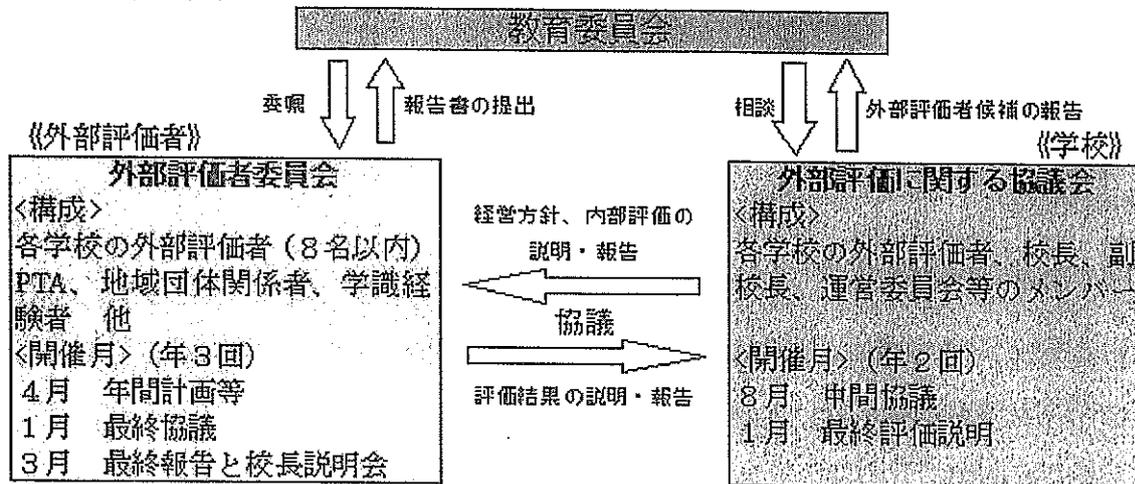
【評価の概要】

- 評価表の各項目の冒頭に学校経営の基本的な考え方を示す。
- 外部評価と同じ内容の設問で内部評価を行い、その結果を最終評価前に外部評価者に示す。
- 全小中学校共通の設問と各学校の特色や考え方に合わせた独自の設問がある。

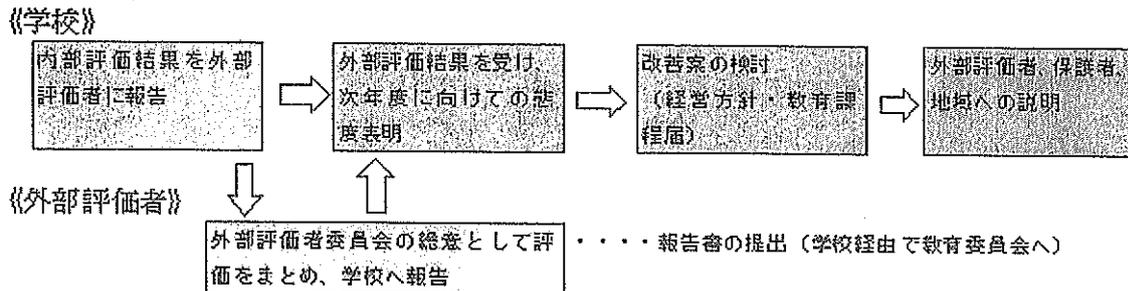
【外部評価者による評価】

- 外部評価者は、PTA 関係者、地域団体関係者(町会、商店会、区行政職員、学校ボランティアなど)、学識経験者(原則として大学の教授・助教授・講師)、校長経験者から、各校長が候補者を挙げ、教育委員会が 8 名以内で委嘱。
- 外部評価者は、通常の教育活動や学校行事など、年間を通じて 5～6 回程度学校を訪問し、評価表に基づく評価活動を実施。
- 外部評価者は、以下の会議に主出席し、評価結果の説明・報告や学校との協議を行う。
 - ・ 外部評価者委員会(外部評価者主催)<年間最低 3 回>
 - ・ 外部評価に関する協議会(学校主催)<年間最低 2 回>

◆外部評価の仕組み

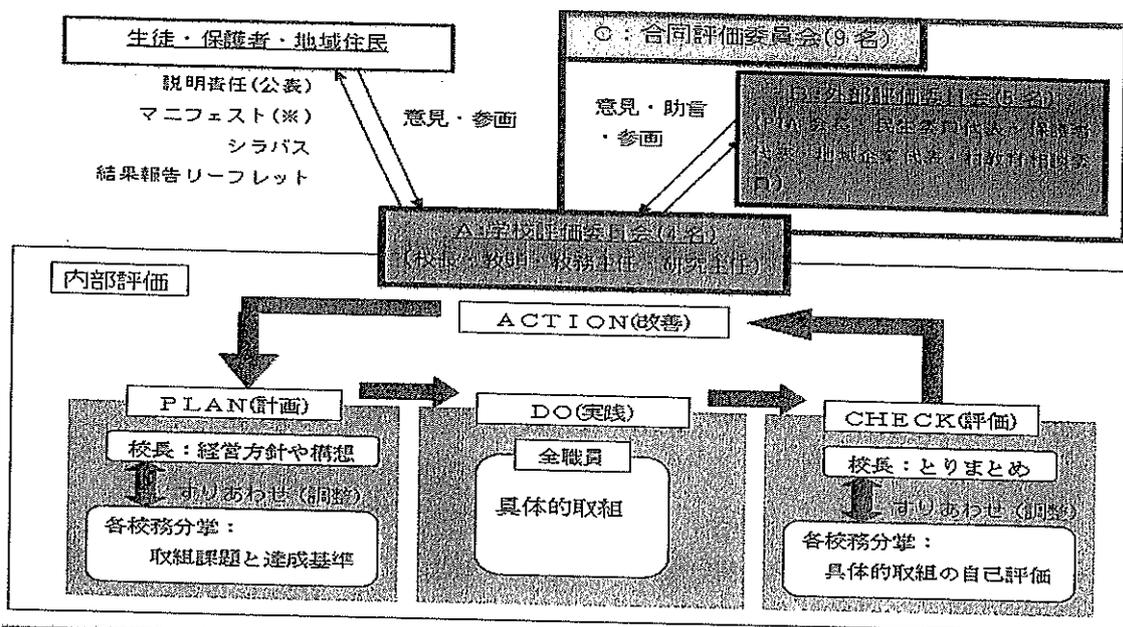


◆評価の流れ



(2) 合同評価委員会による学校評価 — 沖縄県大宜味村立大宜味中学校 —

- 家庭や地域住民と一体となって学校の活性化をめざす、効果的な学校評価システムを確立するため、外部評価委員会と学校・外部合同評価委員会を設けて、外部評価を充実。
- 具体的には、教育や青少年育成に関して理解と識見を有し、学校経営や学校が求める内容に関して適切な意見、積極的な協力が得られると考えられる地域住民の中から5名を選び、外部評価委員として校長が委嘱し、外部評価委員会を設置。



<□大宜味中学校マニフェストの概要> 一何をめざし、どう取り組むのか一

- 1 生徒が楽しく学べる学校づくり「共楽(学)共育」に努め、いじめや不登校をなくす。
- 2 基礎学力の確実な定着を図り、達成度テストで平均 36 点以上(去年は 33.4 点)を達成。
- 3 進路指導を通して目的意識とやる気を育て、全生徒が、自分のよさや将来の夢を語れるようにする。
- 4 読書活動の充実を図り、年間平均読書冊数 35 冊以上を達成(去年は 24 冊)。

□マニフェストとは、「具体的で客観的なわかりやすい目標(公約)が、作業工程も含めて明示してあるもの。

(3) 地域教育委員会による学校評価 ー三重県津市立南が丘小学校ー

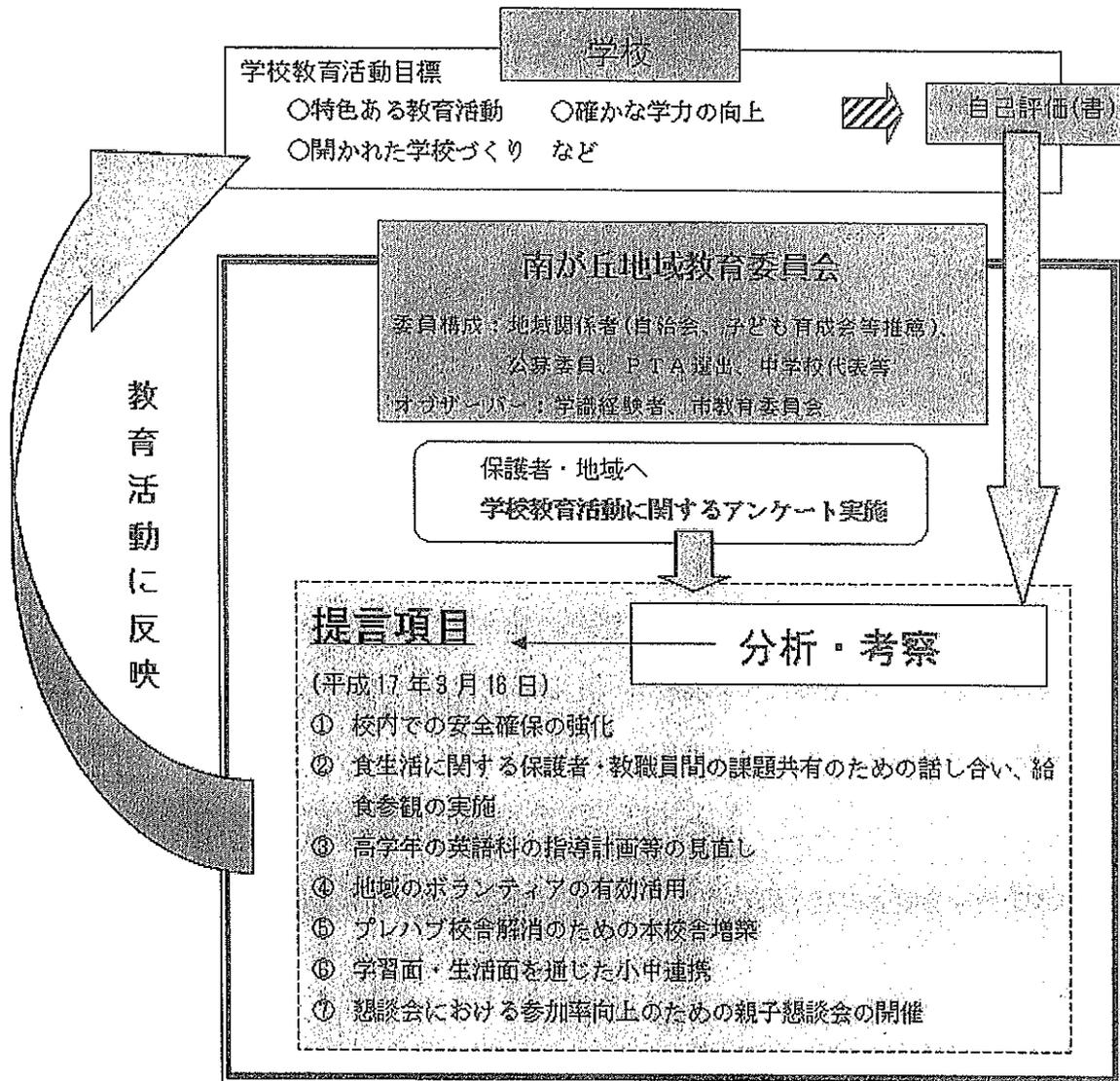
【概要】

○ 学校は、当該年度における重点課題について自己評価を実施。その評価結果は、南が丘地域教育委員会(注)に提示するとともに、保護者・地域に発信。

(注) 家庭・地域・学校の連携、学校運営・教育への参画等を目的として地域関係者等

により構成された組織。

- 南が丘地域教育委員会は、保護者・地域へのアンケートを実施し、学校教育に対する満足度、ニーズを把握。
- 南が丘地域教育委員会は、学校から報告された自己評価と保護者・地域アンケートの結果を総括し、学校運営改善に向け提言。
- 学校は、南が丘地域教育委員会からの提言を学校経営に反映。



(4) 具体的数値目標と結果を受けた具体的改善 —新潟県南蒲原郡田上町立田上小学校—

【概要】

成果(教育活動の実効性の判断)・教育活動(成果をあげるための学校としての取り組み)等の観点について、具体的な数値をあげつつ評価を行い、改善へ結び付けていく。

【評価計画】

- 「学力向上」「心の教育の育成」「体力の向上」の三つの評価領域に限定し、事前に評価項目、評価基準を公開する。
- 「学ぶ 確かな学力の向上」を例に取り、具体的な評価項目と評価基準の一部を下記に示す。

	<評価項目>	<評価基準>
成果	○ 学力検査で全国平均を国語・算数で+1ポイント上回る	(A) +1 (B) +0.5~1 (C) +0.1~0.3 (D) +下回る
教育活動	○ 特に国語と算数で児童が「わかる喜び」を実感できる授業を展開する。(教材開発提示、展開の工夫、個に応じた指導等)	(A) 学級で子どもの評価での「よくわかる」・「わかる」及び保護者評価での「よくしている」・「している」が共に85パーセント、且つワークテストで国・算得点平均が80点以上 (B) 子・保共に70パーセントかつ75点以上 (C) 子・保いずれか70パーセント未満または75点未満

【評価方法】

- 「成果」については、全国標準診断的学力検査(NRT)の結果を利用する。
- 「教育活動」については、学期末に行う児童・保護者へのアンケート及び各学級の国・算ワークテスト平均で評価を行う。

【評価結果の公開】

- 「成果」について、平成 16 年 5 月の NRT の結果において、平成 15 年 5 月に比べ、国語は 0.8 ポイント上昇したため B 評価、算数が 1.9 ポイント上昇したため A 評価とし、その結果を保護者等に公開した。
- ワークテストの平均点は、国語が 80 点、算数 81 点であった。「教育活動」について、子どもアンケートにおいて「よくわかる」・「わかる」があわせて 96 パーセントとなったが、保護者アンケートにおいて「教師は国語科の授業を工夫し、指導していると思いますか」との間に対し、「よくしている」・「している」があわせて 62 パーセント、同様に算数科に対しては、68 パーセントであり、評価を C とした。

【平成 16 年度評価を受けて、平成 17 年度に改善をした点】

- 平成 16 年度評価を受けて、評価する事業・評価者・時期・方法などの明確化、基準の改善等を平成 17 年度に行った。

(5) 教員や児童生徒による授業評価システム ー高知県教育委員会ー

【趣旨】

基礎学力の定着と学力の向上のため、授業の実施による成果や児童生徒の学習状況などを把握することによって、指導計画や展開を改善をする。

【概要】

教員の資質・指導力の向上及び指導方法の改善のため、1 単位時間の授業、1 つの単元などを通して、目指す授業が実現できたかどうかを教員や児童生徒などから多面的に評価。その評価結果を、校内研修会での授業分析を通し総合的に判断することによって、指導計画等への有効なフィードバック情報を得る。

■「授業評価システム」のフローチャート

